

様式第1〔第6条〕

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

釜石市長 〇〇 〇〇 様

〇〇工業株式会社
 〇〇県〇〇市〇〇2-32
 代表取締役 〇〇〇〇
 代理人 〇〇工業株式会社 〇〇工場
 岩手県釜石市〇〇町4-5-6
 〇〇工場長 〇〇〇〇

代理人が届け出る場合は代表者の委任状を添付すること。印鑑は代理人のものを使用することができる。

届出者 〇〇工業株式会社
 〇〇県〇〇市〇〇2-32
 代表取締役 〇〇〇〇
 (担当者) 総務課 課長 〇〇〇〇
 電話 0193-22-0000

実務担当者（質疑応答のできる人）を記入

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	〒026-0000 岩手県釜石市〇〇町1-1-1		
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	半導体集積回路		
3	特定工場の敷地面積	変更前 52,564㎡	変更後 55,868㎡(+3,304㎡)	
4	特定工場の建築面積	変更前 6,872㎡	変更後 7,352㎡(+ 480㎡)	
5	特定工場における生産施設の面積	敷地面積、建築面積は、		別紙1のとおり
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	小数点以下切り捨て		別紙2のとおり
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり		
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	_____	
		施設の設置工事	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
※	整理番号	※備考 該当する項目はすべて記載する。 変更の場合、変更前と変更後が対比できるように記載する。		
※	受理年月日			
※	審査結果			

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集積地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載すること。
 - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集積地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。